

# 秋田市公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市が発注する建設工事および工事に関する業務委託（以下「工事等」という。）について、公募型指名競争入札方式を実施するため、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）、秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱、秋田市工事請負業者選定要領、秋田市測量等入札制度実施要綱および、入札心得によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 公募型指名競争入札の対象は、施工実績等指定事項を入札参加の要件とする工事等とする。

2 次に掲げるものは、この要綱で定める公募型指名競争入札の対象としない。

(1) 特定建設工事共同企業体へ発注する工事

(2) 発注する工事等が緊急を要するもの

(3) 専門性を有する等により、発注する工事等を施工・履行できる者が限られているとき

(4) その他公募型指名競争入札で行うことが適切でないと認められる工事等

3 第1項に掲げる工事等を発注する場合においては、秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）又は秋田市工事請負業者選定審議部会（以下「部会」という。）の審議を経て決定するものとする。

(入札参加資格者)

第3条 前条第1項に掲げる工事等に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。ただし、工事に関する業務委託に参加する者については、第3号および第4号を除く。

(1) 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 発注工事の工種について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと
- (5) 本市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控え措置の期間中でないこと
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) その他工事等ごとに定める要件を満たすこと  
（入札案件の公表）

第4条 市長は、第2条第1項に掲げる工事等を発注する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を秋田市ホームページへ掲載し公表するものとする。

- (1) 入札に付する工事等の名称、工事・履行場所、工事・履行期限、入札参加要件、予定価格
- (2) 入札参加申込等
- (3) 入札執行の日時、場所、入札保証金、契約日等
- (4) 入札方法
- (5) 契約条項を示す場所
- (6) 入札の無効
- (7) 設計図書の閲覧等
- (8) その他必要な事項  
（入札参加申込等）

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- (2) 対象工事等と同規模以上の工事の施工実績調書（様式2-1）又は業務委託の測量等実績調書（様式2-2）（本市発注以外の工事については、契約書の写を添付）
- (3) 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式3）
- (4) その他指定事項の要件を満たす書類

2 秋田市電子入札システム（秋田市の入札事務を処理する情報処理システムをいう。）において電磁的記録の送受信による参加申込みを行う場合は、市長は前項第1号に規定する様式を省略又は簡略できるものとする。

（提出書類等の審査）

第6条 市長は、前条に規定する提出書類等を審査し、適当と認められた者を、委員会又は部会の審議を経て認定するものとする。

（選定）

第7条 市長は、前条の規定に基づいて入札参加資格を認定した者を選定するものとし、代表者に指名の通知をする。

2 市長は、前項の規定により選定した者が3社以下の場合、5社以上の競争となるよう工事等の施工・履行可能な業者を追加して、選定することができる。この場合、選定する者は、秋田市工事請負業者選定要領、秋田市測量等入札制度実施要綱によるほか、次に掲げるものとする。

(1) 格付け等級を指定した場合は、上位又は下位の等級から選定する。

(2) 地域指定をした場合は、その地域以外の者の中から選定する。

（設計図書等の閲覧等）

第8条 設計図書等の閲覧は、契約課において行うものとする。

2 設計図書等の複写を希望する者は、指定する場所において実費をもって複写することができるものとする。

（非選定者への理由説明）

第9条 市長は、第7条で選定されなかった者に対して、非選定の理由および所定の期限内に説明を求めることができる旨を付記し通知するものとする。

2 市長は、選定されなかった者が所定の期限内に書面により説明の求めがあった場合は、書面により速やかに説明を行うものとする。

(内訳書の提出)

第10条 入札執行者は入札に際し、入札参加者から入札金額の内訳書を提出させるものとする。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

## 公募型指名競争入札参加申込書

年 月 日

次の入札に参加したいので、申し込みます。

工事・委託名

---

工事・履行場所

---

(宛先) 秋 田 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

本件責任者  
(部署名・氏名)

---

担 当 者  
(部署名・氏名)

---

連 絡 先

---

(様式 2 - 1)

## 施 工 実 績 調 書

会社名 \_\_\_\_\_

工 事 名			
発注機関名		工事場所	
受注形態	単体 ・ J V	契約金額	円
工 期	年 月 ~ 年 月		
工事の概要			

注)

- 1 入札に付する工事の工事概要と同種の工事の実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 過去 10 年間の主要な該当工事（工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）を 1 件記載すること。
- 3 工事場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 4 J Vで施工した工事について、出資比率 20%以上の場合のみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。
- 5 秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要のわかるもの（設計書等の写し）を添付すること。

## 測 量 等 実 績 調 書

会社名 \_\_\_\_\_

件 名			
発注機関名		履行場所	
受注形態	単体 ・ J V	契約金額	円
期 間	年 月 ～ 年 月		
業務の概要			

注)

- 1 入札に付する業務の概要と同種の業務の実績について、入札公告に示した資格要件に関するの確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 過去 10 年間の主要な該当業務（業務が完了しているものに限る。）を 1 件記載すること。
- 3 履行場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 4 J V で請け負った業務について、出資比率 20% 以上の場合のみ実績として認めるので協定書の写しを添付すること。
- 5 秋田市発注以外の業務については、契約書の写しおよび業務の概要がわかるもの（設計書等の写し）を添付すること。

(様式3)

## 配置予定技術者の資格・工事経歴

会社名 \_\_\_\_\_

氏名		生年月日	年	月	日	
法令等による 資格・免許	(所持している資格、取得年・登録番号等)					
工事 経 歴 (従事した工事の内容等)	工事名					
	発注機関名					
	工事場所					
	契約金額					
	工期	年	月	～	年	月
	従事役職	主任技術者	監理技術者			
	工事概要					

注)

- 1 工事経歴については、入札に付する工事の工事概要と同種の工事を優先して具体的に1件記載すること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書および監理技術者資格証の写しを添付すること。
- 3 工事場所は、都道府県名および市町村名を記入のこと。